

## 鳥獣保護区制度の概要について

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。

また、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる。

鳥獣保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、さらに一定の開発行為が規制される。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟を禁止	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採  ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

## ※鳥獣保護区指定状況(令和5年8月31日現在)

指定者別	区分	鳥獣保護区		うち特別保護地区	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
国	森林鳥獣生息地				
	大規模生息地				
	集団渡来地	2	1,576	1	39
	集団繁殖地				
	希少鳥獣生息地	1	28,677	1	4,561
	生息地回廊				
	身近な鳥獣生息地				
	計	3	30,253	2	4,600
県	森林鳥獣生息地	29	53,105	8	4,279
	大規模生息地	1	13,787	1	1,289
	集団渡来地	1	353		
	集団繁殖地	1	276		
	希少鳥獣生息地				
	生息地回廊				
	身近な鳥獣生息地	19	5,854		
	計	51	73,375	9	5,568
合計		54	103,628	11	10,168

## 鳥獣保護区の指定区分ごとの方針について

「山形県第13次鳥獣保護管理事業計画」より

番号	指定区分	方針
1	森林鳥獣生息地の保護区	<p>イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類をはじめ、森林に生息し又は森林を餌場にする鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。</p> <p>既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であつて生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。</p>
2	大規模生息地の保護区	<p>行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。</p> <p>既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であつて生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。</p>
3	集団渡来地の保護区	<p>集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。</p>
4	集団繁殖地の保護区	<p>集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。</p>
5	希少鳥獣生息地の保護区	<p>絶滅危惧種にあたる鳥獣若しくは準絶滅危惧種（NT）、情報不足（DD）又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として環境省又は本県が作成した最新のレッドリストに掲載されている鳥獣の生息地であつて、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。</p>
6	生息地回廊の保護区	<p>生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。</p>
7	身近な鳥獣生息地の保護区	<p>市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。</p> <p>既存区域の指定更新にあつては、自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。</p>

## 月山特別保護地区 指定計画書（指定）（案）

### 1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称  
月山特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域  
別添区域説明図のとおり
- (3) 特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

### 2 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的  
月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。  
このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ、多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ林等の原生的な自然が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。  
また、山形県立自然博物館の自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。  
このため、当該区域は、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
- (3) 管理方針
  - ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - イ 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
  - ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
  - エ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

#### 4 当該区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 特別保護地区の位置

西川町大字志津地内1,000メートルから2,000メートルの山々が連なる磐梯朝日国立公園（月山地域）内にあり、標高1,984メートルの月山南西部に位置している。

###### イ 地形、地質等

月山火山噴出物が堆積した地域で、褐色森林土壌が分布している。

###### ウ 植物相の概要

ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

###### エ 動物相の概要

コゲラ、アカゲラ、コガラ等の鳥類をはじめ、ツキノワグマなどの鳥獣のほか大型獣類も生息している。また、イヌワシ、ニホンカモシカなどの希少猛禽類や天然記念物等の多様な鳥獣も生息している。

##### (2) 生息する鳥獣類

###### ア 鳥類

別表2のとおり

###### イ 獣類

別表3のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 1本 (1)

(2) 案内板 2本 (2)

※ ( ) 内の数値は既設の本数

#### 7 参考事項

(1) 当初指定 昭和58年11月1日（昭和58年10月28日県告示第1618号）

##### (2) 経緯

ア 平成5年11月1日 指定（平成5年9月21日県告示第1036号）

イ 平成15年11月1日 指定（平成15年10月31日県告示第984号）

ウ 平成25年11月1日 指定（平成25年10月29日県告示第976号）

別表1 月山鳥獣保護区・月山特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	651 ha	0 ha	651 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
林野	650 ha	0 ha	650 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	1 ha	0 ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	650 ha	0 ha	650 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
国有林	650 ha	0 ha	650 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	650 ha	0 ha	650 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
制限林	204 ha	0 ha	204 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
保安林	204 ha	0 ha	204 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	446 ha	0 ha	446 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	1 ha	0 ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	651 ha	0 ha	651 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	651 ha	0 ha	651 ha	160 ha	0 ha	160 ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域	651 ha	0 ha	651 ha	160 ha	0 ha	160 ha			
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

## 鳥類

## 月山特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	NT	留鳥
カモ目	カモ科	コガモ	—	—	冬鳥
ハト目	ハト科	○ キジバト	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	—	—	夏鳥
		ツツドリ	—	—	夏鳥
		カッコウ	—	NT	夏鳥
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	NT	VU	留鳥
	タカ科	○ トビ	—	—	留鳥
		ノスリ	—	—	留鳥
		イヌワシ	EN・国内希少	CR	留鳥
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	—	EN	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	—	—	留鳥
		○ アカゲラ	—	—	留鳥
		アオゲラ	—	—	留鳥
スズメ目	カラス科	○ カケス	—	—	留鳥
	シジュウカラ科	○ コガラ	—	—	留鳥
		ヒガラ	—	—	留鳥
		シジュウカラ	—	—	留鳥
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	—	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	—	留鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	—	留鳥
	カワガラス科	○ カワガラス	—	—	留鳥
	ヒタキ科	クロツグミ	—	—	夏鳥
		キビタキ	—	—	夏鳥
		オオルリ	—	NT	夏鳥
	セキレイ科	キセキレイ	—	—	留鳥
	アトリ科	カワラヒワ	—	—	留鳥
		ウソ	—	—	留鳥
イカル		—	—	留鳥	
合計	8目	17科	29種		

(別表3)

## 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	—	—	
		ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	ホンドテン	—	—	
		アナグマ	—	—	
	クマ科	○ ツキノワグマ	国際希少		
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特別天然記念物	—	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス	—	—	
		ムササビ	—	NT	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
合計	5目	7科	10種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)  
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、  
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物:文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物:文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

特別保護地区指定計画書様式 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 特別保護地区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 月山特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 特別保護地区の存続期間 平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで (10 年間)</p> <p>(4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>(5) 特別保護地区の指定目的 月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ等原始的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。 また、自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。 このため、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p>	<p>1 特別保護地区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 月山特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 特別保護地区の存続期間 <u>令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで (10 年間)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>2 特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>(1) 保護管理方針 鳥獣を驚かすような行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、町、地域住民等と連携協力し、普及啓発活動等に取り組む。</p>	<p>2 特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定区分 <u>森林鳥獣生息地の保護区</u></p> <p>(2) 特別保護地区の指定目的 <u>月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。</u> <u>このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ等原始的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。</u> <u>このため、当該地域は、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると</u></p>

認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

エ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 160ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	160ha		
農耕地	ha		
水面	1ha	<干潟	ha>
その他	ha		

イ 所有者別内訳

国有地 160ha

国有林	{ 林野庁所管 文部科学省所管 (以下所管省庁別に記載)	160ha	{ 制限林 160ha 普通林 ha	{ 保安林 160ha (土砂流出防備保安林) 砂防指定地 ha その他 ha

国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)

地方公共団体有地	ha	{ 都道府県有地 ha 市町村有地等 ha
私有地等	ha	
公有水面	ha	

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha
		自然環境保全地域普通地区	ha
自然公園法による地域 (磐梯朝日国立公園)	160ha	特別保護地区	ha
		特別地域	160ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	ha		
農業振興法による地域	ha		

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり

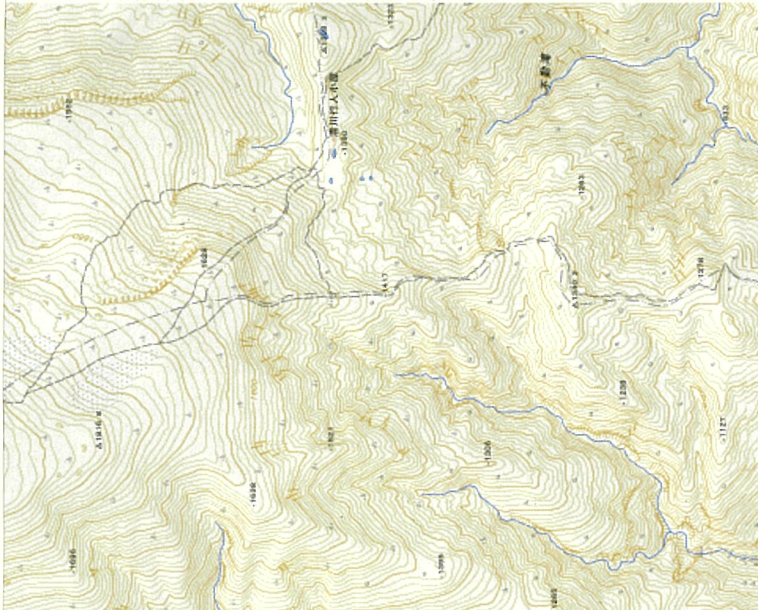
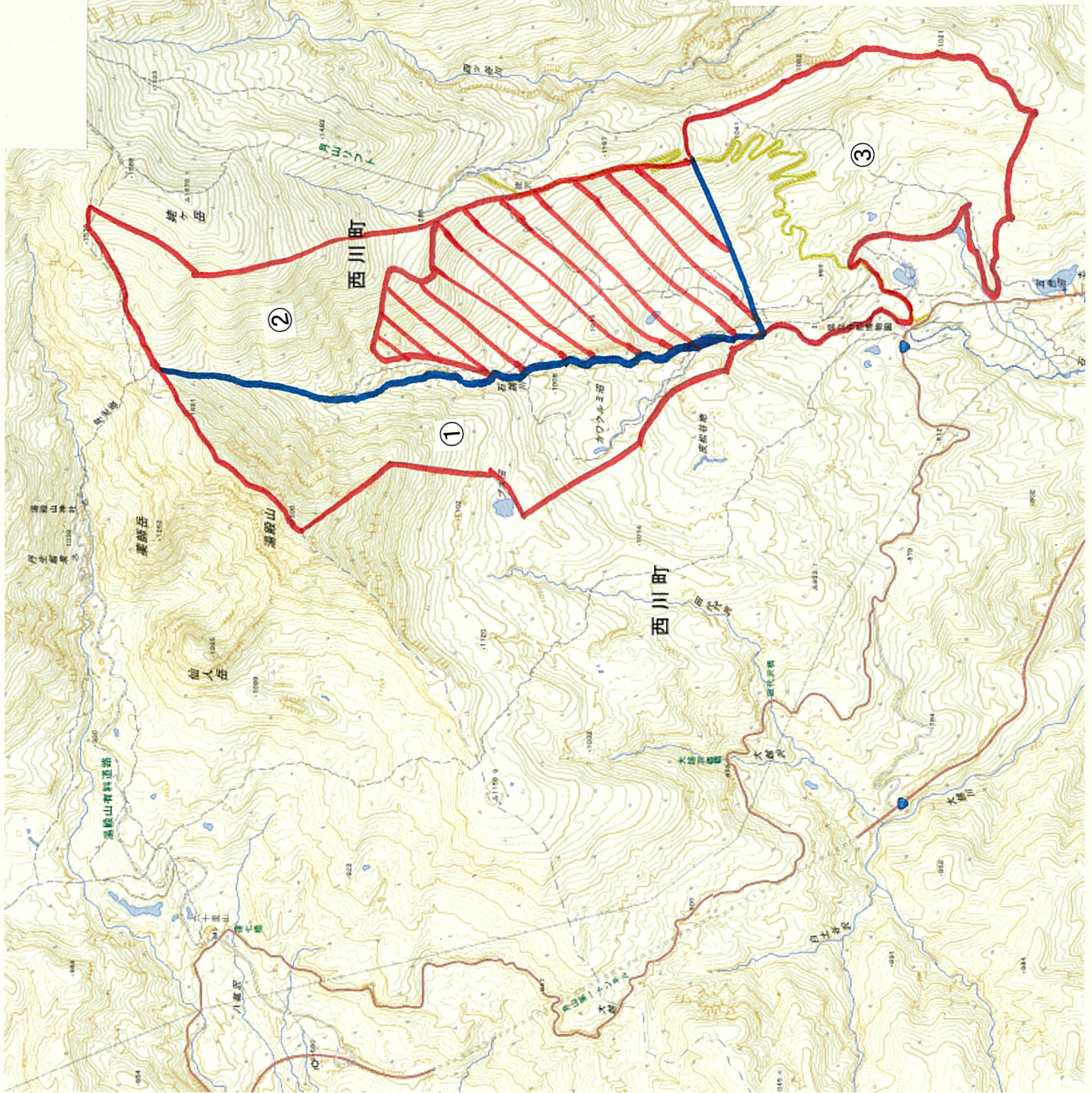





<p>4 指定区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 特別保護地区の位置 西川町大字志津地内 1,000 メートルから 2,000 メートルの山々が連なる磐梯朝日国立公園（月山地域）内にあり、標高 1,984 メートルの月山南西部に位置している。</p> <p>イ 地形、地質等 月山火山噴出物が堆積した地域で、褐色森林土壌が分布している。</p> <p>ウ 植物相の概要 ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。</p> <p>エ 動物相の概要 一般的な鳥獣のほか、イヌワシ、ニホンカモシカなどの希少猛禽類や天然記念物等も生息している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 ヒガラ、シジュウカラ、コガラ、キジバト、カワガラス、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、ミソサザイ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、キビタキ、ウグイス、ヒヨドリ、カケス、イカル、ヤマドリ、ウソ、トビ、カワラヒワ、キセキレイ、クロツグミ、カッコウ、ノスリ、イヌワシ等</p> <p>イ 獣類 トウホクノウサギ、アナグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ムササビ、ホンドテン、ニホンリス、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p>	<p>4 当該区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 特別保護地区の位置 西川町大字志津地内 1,000 メートルから 2,000 メートルの山々が連なる磐梯朝日国立公園（月山地域）内にあり、標高 1,984 メートルの月山南西部に位置している。</p> <p>イ 地形、地質等 月山火山噴出物が堆積した地域で、褐色森林土壌が分布している。</p> <p>ウ 植物相の概要 ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。</p> <p>エ 動物相の概要 <u>コゲラ、アカゲラ、コガラ等の鳥類をはじめ、ツキノワグマなどの鳥獣のほか大型獣類も生息している。</u>また、イヌワシ、ニホンカモシカなどの希少猛禽類や天然記念物等の<u>多様な鳥獣</u>も生息している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 <u>別表 2 のとおり</u></p> <p>イ 獣類 <u>別表 3 のとおり</u></p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p>																		
<p>5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項</p> <p>当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。</p> <p>6 施設整備に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>①鳥獣保護区用制札</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>②特別保護地区用制札</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>③案内板</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>④給水器</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>⑤給餌台</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>⑥巣箱</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>⑦その他</td> <td>2 本</td> </tr> </table>	①鳥獣保護区用制札	本	②特別保護地区用制札	本	③案内板	基	④給水器	基	⑤給餌台	基	⑥巣箱	個	⑦その他	2 本	<p>5 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項</p> <p>当該<u>特別保護地区内</u>に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 施設整備に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 鳥獣保護区用制札</td> <td><u>1 本 (1)</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 案内板</td> <td><u>2 本 (2)</u></td> </tr> </table> <p>※ ( ) 内の数値は既設の本数</p>	(1) 鳥獣保護区用制札	<u>1 本 (1)</u>	(2) 案内板	<u>2 本 (2)</u>
①鳥獣保護区用制札	本																		
②特別保護地区用制札	本																		
③案内板	基																		
④給水器	基																		
⑤給餌台	基																		
⑥巣箱	個																		
⑦その他	2 本																		
(1) 鳥獣保護区用制札	<u>1 本 (1)</u>																		
(2) 案内板	<u>2 本 (2)</u>																		

	7 参考事項
	(1) 当初指定 <u>昭和 58 年 11 月 1 日 (昭和 58 年 10 月 28 日県告示第 1618 号)</u>
	(2) 経緯
	<u>ア 平成 5 年 11 月 1 日 指定 (平成 5 年 9 月 21 日県告示第 1036 号)</u> <u>イ 平成 15 年 11 月 1 日 指定 (平成 15 年 10 月 31 日県告示第 984 号)</u> <u>ウ 平成 25 年 11 月 1 日 指定 (平成 25 年 10 月 29 日県告示第 976 号)</u>

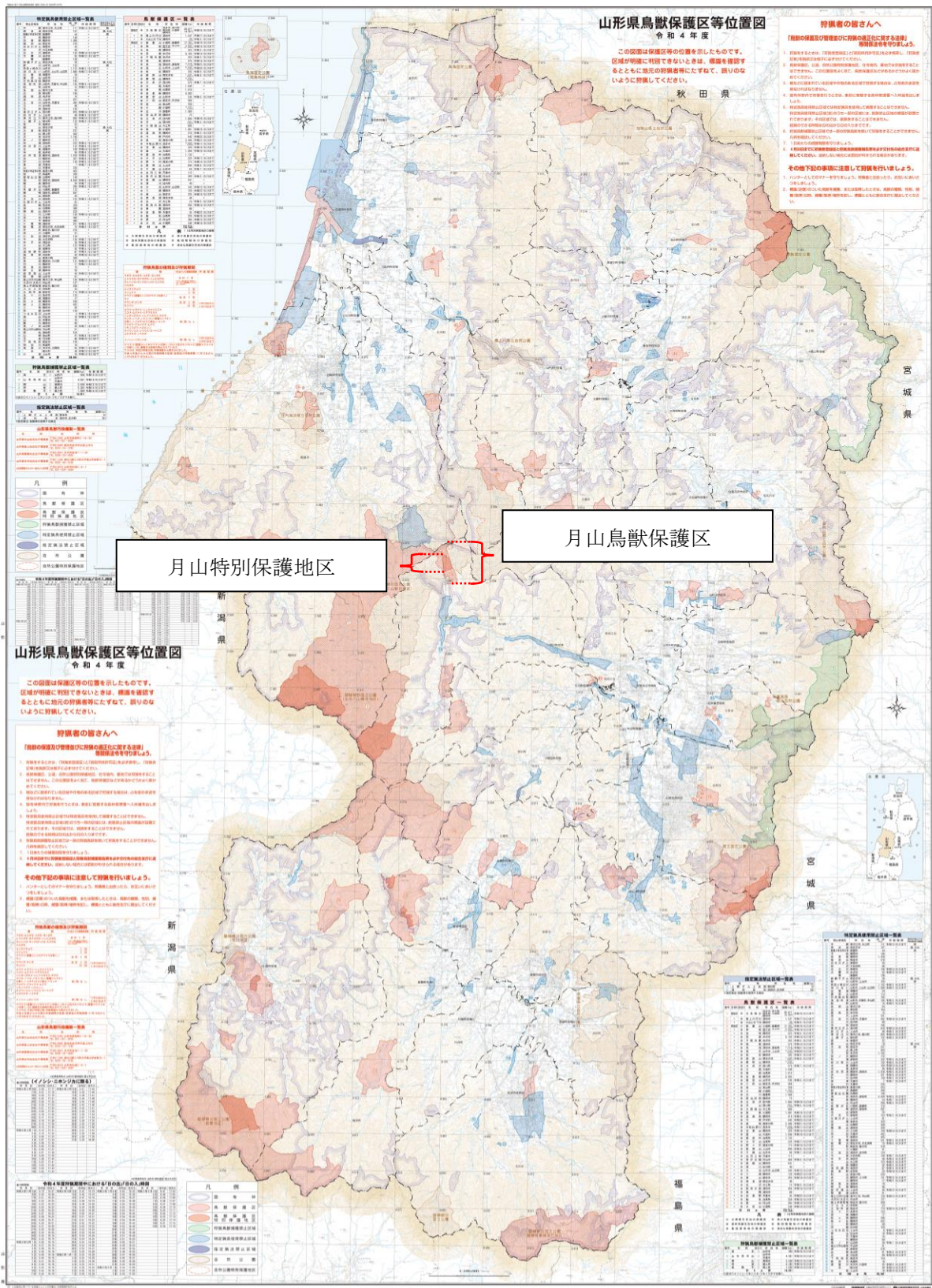
# 月山鳥獣保護区(特別保護地区)

## 区域説明図



月山鳥獣保護区	
名称	月山鳥獣保護区
①	国有林山形森林管理署114林班の一部(る、か1、よ、れ、そ、イ)
②	同管理署115林班の一部(い、い1、い2、ろ、は、に、ほ、へ、ホ、へ、ト、チ)
③	同管理署110林班の一部(ち、ち1、り、り1、ぬ、ぬ1、る、わ、か、よ、た、た2、れ、れ1、れ2、れ3、れ4、れ5、れ6、そ、そ1、そ2、そ3、つ、ま、け、ふ、こ、え、て、あ、さ、口、ホ、ホ1)
	鳥獣保護区
	特別保護地区(赤字で記載)
	国有林の林班界
縮尺	25,000分の1

# 全体図



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>(鳥獣保護管理事業計画)</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間</p> <p>二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項</p> <p>三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項</p> <p>五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項</p> <p>六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作成に関する事項</p> <p>七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項</p> <p>八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)</p> <p>第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。</p> <p>二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。</p> <p>三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、第一項第二号に掲げる制限をするために必要があると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、当該対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定による制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。</p> <p>6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。</p> <p>(指定猟法禁止区域)</p> <p>第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域</p> <p>二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等が指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、前項ただし書の許可をしなければならない。</p> <p>6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項ただし書の許可をする場合において、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>7 第四項ただし書の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証（以下単に「指定猟法許可証」という。）を</p>	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。</p> <p>8 第四項ただし書の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>9 第四項ただし書の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した指定猟法許可証）を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>一 第十一項において読み替えて準用する第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。</p> <p>二 第十一項において準用する第九条第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。</p> <p>三 第七項の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。</p> <p>10 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の規定に違反し、又は第六項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>11 第九条第二項、第四項及び第七項の規定は第四項ただし書の許可について、第十条第二項の規定は第四項ただし書の許可を受けた者について準用する。この場合において、第九条第七項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第十条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「第十五条第十項に規定する」と読み替えるものとする。</p> <p>12 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。</p> <p>13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。</p> <p>(鳥獣保護区)</p> <p>第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域</p> <p>二 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であって、前号に掲げる区域以外の区域</p> <p>2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあっては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。</p> <p>6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあっては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあっては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。</p> <p>8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。</p> <p>9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項に</p>	<p>(鳥獣保護区指定の届出)</p> <p>第三十一条 都道府県知事は、法第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区の指定をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 鳥獣保護区の名称</p> <p>二 鳥獣保護区の区域</p> <p>三 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積</p> <p>四 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>五 第三号の土地及び水面における鳥獣の生息状況</p> <p>2 都道府県知事は、鳥獣保護区の区域又は存続期間の変更をしようとする場合はその内容を、鳥獣保護区の指定の解除をしようとする場合はその旨を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第十一条第二項の規定は、前二項の届出書について準用する。この場合において、第十一条第二項中「捕獲の禁止等を行う」とあるのは「鳥獣保護区の」と読み替えるものとする。</p> <p>(鳥獣保護区の指定の公告)</p> <p>第三十二条 法第二十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 鳥獣保護区の名称</p> <p>二 鳥獣保護区の区域</p> <p>三 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案</p> <p>五 前各号に掲げる事項の縦覧場所</p> <p>(鳥獣保護区の標識)</p> <p>第三十三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項の鳥獣保護区の標識に関し必要な事項は、様式第八のとおりとする。</p>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。</p> <p>(特別保護地区)</p> <p>第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について準用する。この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合(第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。)は、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>三 木竹を伐採すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。</p> <p>8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。</p> <p>9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。</p> <p>一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>(特別保護地区への準用)</p> <p>第三十四条 第十一条第二項、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の規定は、特別保護地区について準用する。この場合において、第十一条第二項中「捕獲等の禁止等を行う」とあるのは「特別保護地区の」と、同項並びに第三十一条第一項及び第二項中「届出書」とあるのは「届出書又は協議書」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別保護地区の標識)</p> <p>第三十五条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項の特別保護地区の標識に関し必要な事項は、様式第九のとおりとする。</p> <p>(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)</p> <p>第三十六条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七項第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域(以下「特別保護指定区域」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号。以下「令」という。)第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間(以下「指定期間」という。)を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。</p> <p>(特別保護指定区域の標識設置)</p> <p>第三十七条 環境大臣又は都道府県知事は、特別保護指定区域及び指定期間を指定をしたときは、当該特別保護指定区域の区域内にこれらを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>2 前項の標識は、様式第十のとおりとする。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。</p> <p>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)</p> <p>第三十八条 法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 環境大臣が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下であるもの</p> <p>二 単木択伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐</p> <p>三 次に掲げる工作物の設置</p> <p>イ 住宅及びこれに附属する工作物</p> <p>ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑</p> <p>ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎</p> <p>ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設</p> <p>ホ その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所</p> <p>ヘ その高さが五メートル以内の展望台</p> <p>ト その延長が五百メートル以内の歩道</p> <p>チ その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊戯施設</p> <p>リ その面積が十五平方メートル以内の公衆便所</p> <p>ヌ その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の仮工作物</p> <p>ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物</p> <p>ヲ その延長が五百メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物</p> <p>ワ 自然木を利用した仮設軽索道</p> <p>カ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内のもの</p> <p>四 令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>イ 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前三号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為</p> <p>ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為</p> <p>ハ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)による河川の管理又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の海岸保全区域の管理として行う行為</p> <p>ニ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為</p> <p>ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な</p>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
	<p>行為</p> <p>ヘ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為</p> <p>ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為</p> <p>チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為</p> <p>リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）</p> <p>ヌ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の保安林の通常の管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為</p> <p>ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ヲ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>（特別保護地区における行為の許可申請等）</p> <p>第三十九条 法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 行為の種類</p> <p>三 行為の目的</p> <p>四 行為の場所</p> <p>五 行為の場所及びその付近の状況（木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。）</p> <p>六 行為の施行方法（令第二条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法）</p> <p>七 行為の着手及び完了の予定日</p> <p>2 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。</p> <p>一 行為の場所を明らかにした五万分の一以上の地形図</p> <p>二 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料</p> <p>三 行為の施行方法を明らかにした図面</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の申請者に対し同項の申請書及び前項の資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>